

集

第

場所佐世保市深川町伊藤生元

日付昭和二年一月廿六日

自年賃九千

因由

勤務

年金一千九百

十

職業

勤務

年金一千九百

十

尚被三月半之乞食乞食
十日未付人接济之未付

年金制度中改正ノ件

(年長者優遇案)

案

明治九年十二月末日以前ニ出生シタル者ニシテ年齢満期ニテ退職スルガ爲メ脱退年金ノ給付ヲ受クル能ハザル者ニ對シテハ其脱退時ヨリ昭和七年二月末日ニ到ル迄ノ掛金(年金ニ關スル分)ヲ一時ニ拂込ムコトニ依リ脱退年金制度ノ利益ヲ享有セシメラレタシ

理由

永年海軍工作廳ニ勤務シ日夜重大ナル國防ノ一端ニ身心ヲ削耗シタル者ガ老年ノタメ退職ノ止ム無キニ到レルニ際シ老後ヲ養フ何物ヲ握ツラ居ラナイ事ハ眞ニ心淋シイ次第デアル。明治四十五年四月一日即チ其濟組合設立以前ニ入廠シ且明治九年十二月末日以前ノ出生者ハ昭和六年十二月廿八日以前ニ於テ年齢満期ニ達スルガ爲メ事實ニ於テ滿二十ヶ年以上モ工廠ニ勤務セルニモ不抱昭和七年四月一日ニ到リテ始メテ其効力ヲ發生スル其濟組合規則第四十條脱退年金ノ特典ニ沿スル能ハザル實狀ニアル
魏ツテ思フニ此等ノ諸君ハ日露大正ノ兩戦役ニ當ツテ奮闘シ又彼ノ我海軍ノ受難期タリシ軍縮時代ニ於テハ優秀ナル模範職工トシテ重大ナル指導任務ヲ果サレタル者デアル
我等ハ我等ノ尊敬スル先輩諸君ダ年老ヒ効成ツテ退職セラル、ニ當リ斯カル不利ノ立場ニアル事ヲ知ツテ暗然涙無キヲ得ナインデアル
一面カラ考ヘルトスカル事ハ制度ノ變革ニ伴フ一時の現象トシテ誠ニ止ムヲ得ザルカノ如ク見エルカモ知レナイケレドモ光榮アル我先輩ヲ遇スル道トシテ決シテ至當ナリトハ信ジラレナイノデアル。他ノ官營工場ニ於テ職工